

# 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業等について

## 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業とは？

鉄道を一定区間高架化し、多数の踏切の除却と交差する道路との立体化を一挙に実現する事業です。

本事業の実施により、井荻駅～西武柳沢駅間において**19カ所の踏切**が除却されます。

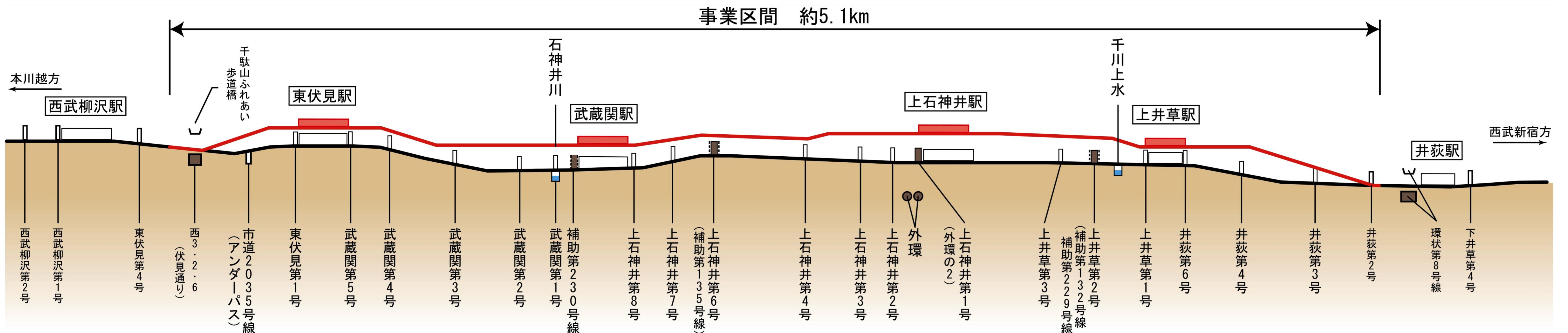
事業の効果：**踏切での交通渋滞の解消・道路と鉄道それぞれの安全性の向上・地域分断の解消**

### 平面図



※この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1330号）（6都市基交第1330号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この図面は、平成24年、平成29年に実施した航空測量をもとに作成しているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。  
（承認番号）4都市基街都第83号、令和4年6月7日

### 縦断面図



※「西武新鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業について」より区作成

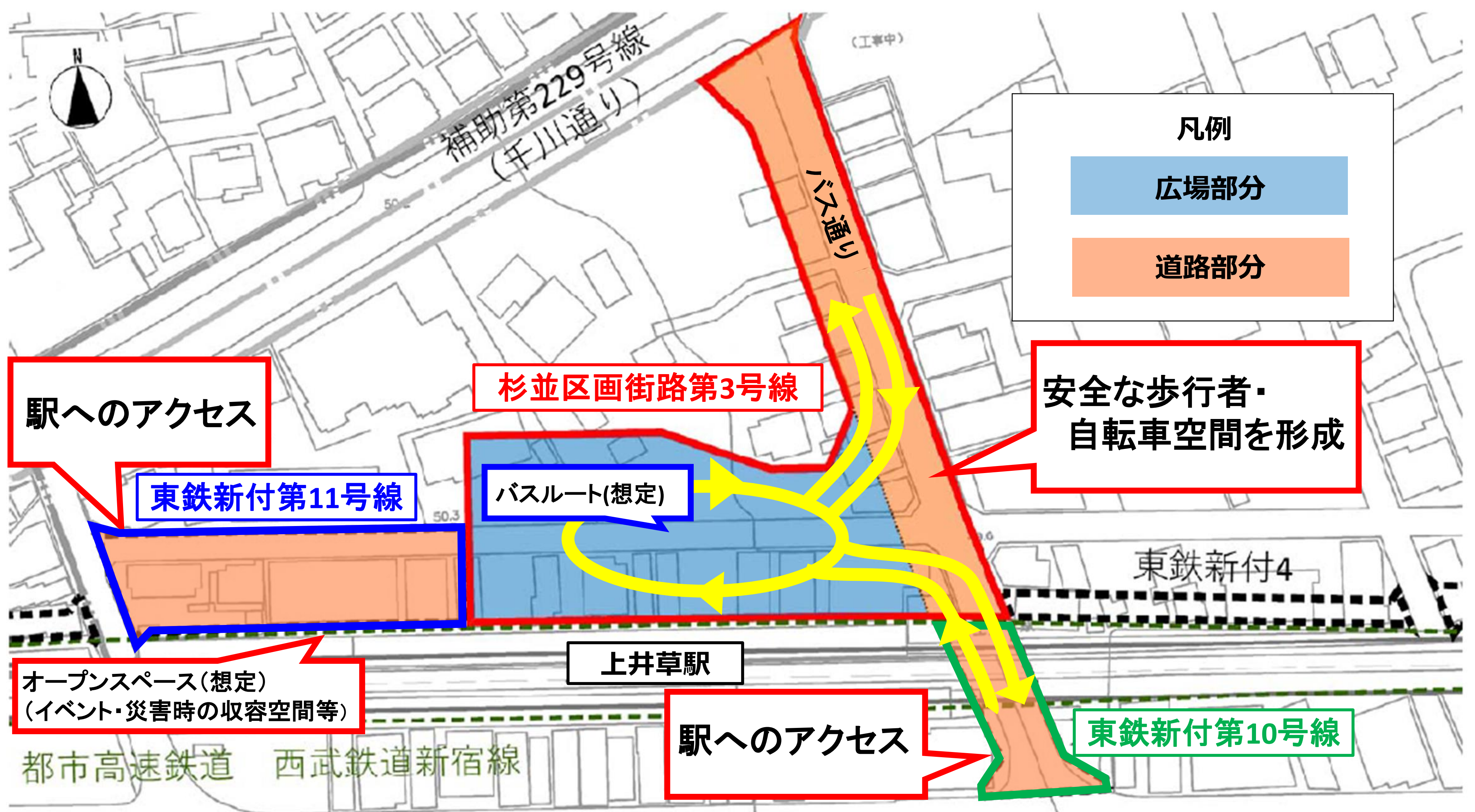
# 駅前広場の整備（杉並区）

## ＜整備の目標＞

- 交通機関の乗り換え利便性の向上
- 駅周辺の安全な歩行者・自転車空間の確保
- みどりあふれる歩行空間の確保

## ＜整備の概要＞

- 側道部分と駅前広場の連続した整備
- バス・タクシー乗降場等を駅前広場に集約
- 駅前広場とバス通りの一体的な整備



(承認番号)31 都市基街第51 号、令和元年6 月13 日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500 分の1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 31 都市基交著第2号

### 【概要】

#### ■ 杉並区画街路第3号線

道路部分 延長:118m 幅員15m

広場部分 面積:2. 804㎡

#### ■ 東鉄新付第10号線

延長:37m 幅員:12～14m

#### ■ 東鉄新付第11号線

延長:69m 幅員:19～20m



【整備イメージ】 練馬高野台駅

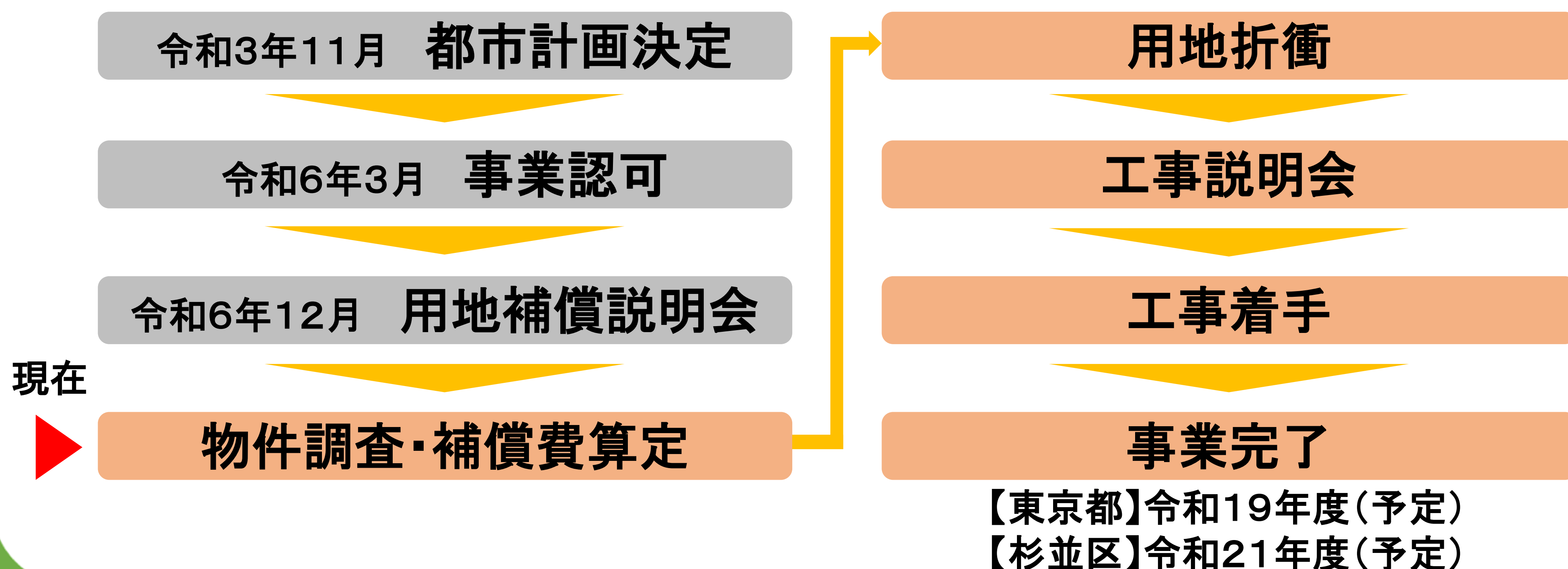
# 駅前広場の整備・事業の流れ（杉並区）

## ●整備イメージ



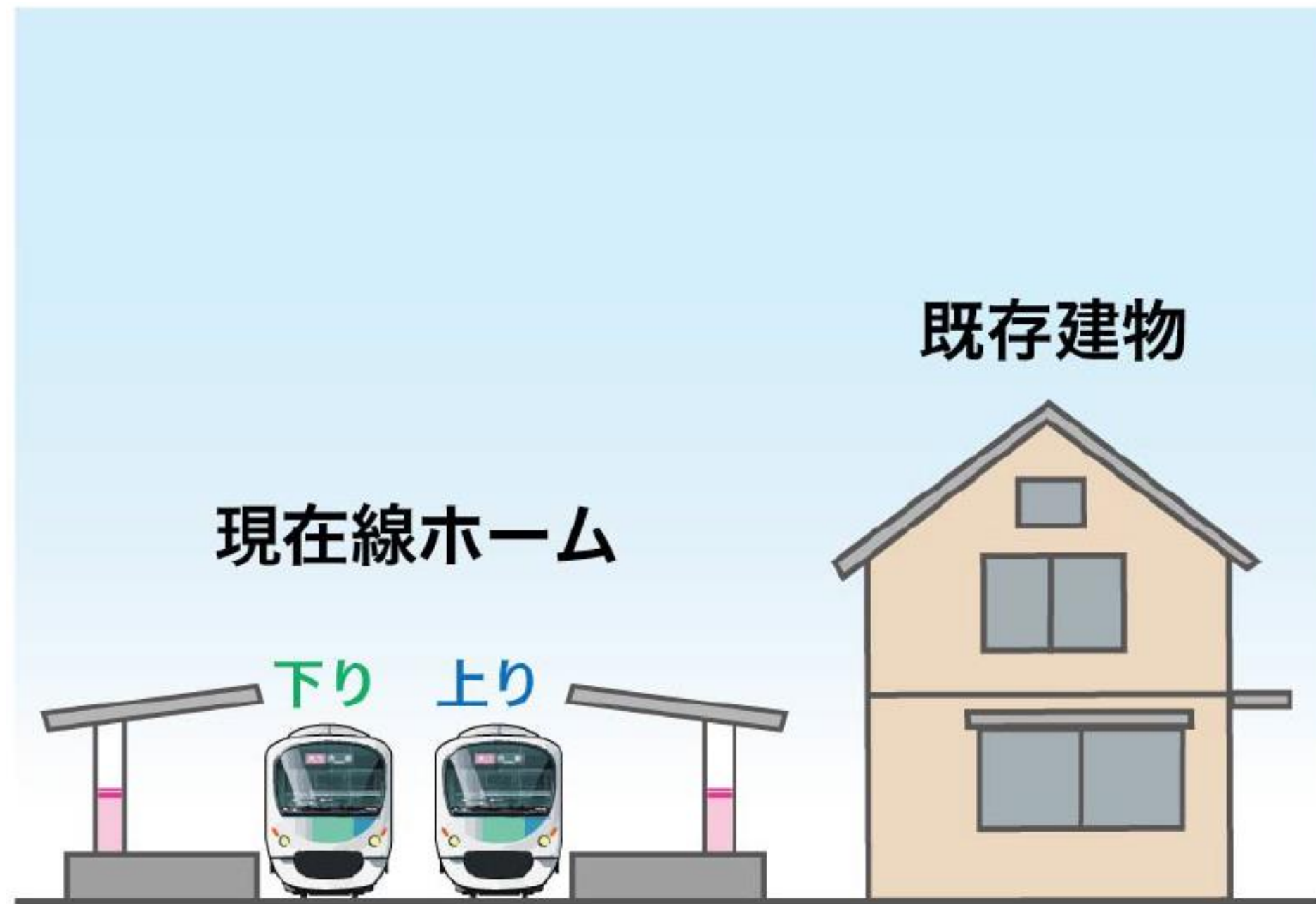
※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋（東京都建設局ホームページ掲載）  
※パースは現段階でのイメージです

## ●鉄道連続立体交差化及び駅前広場等の工事完了までの流れ

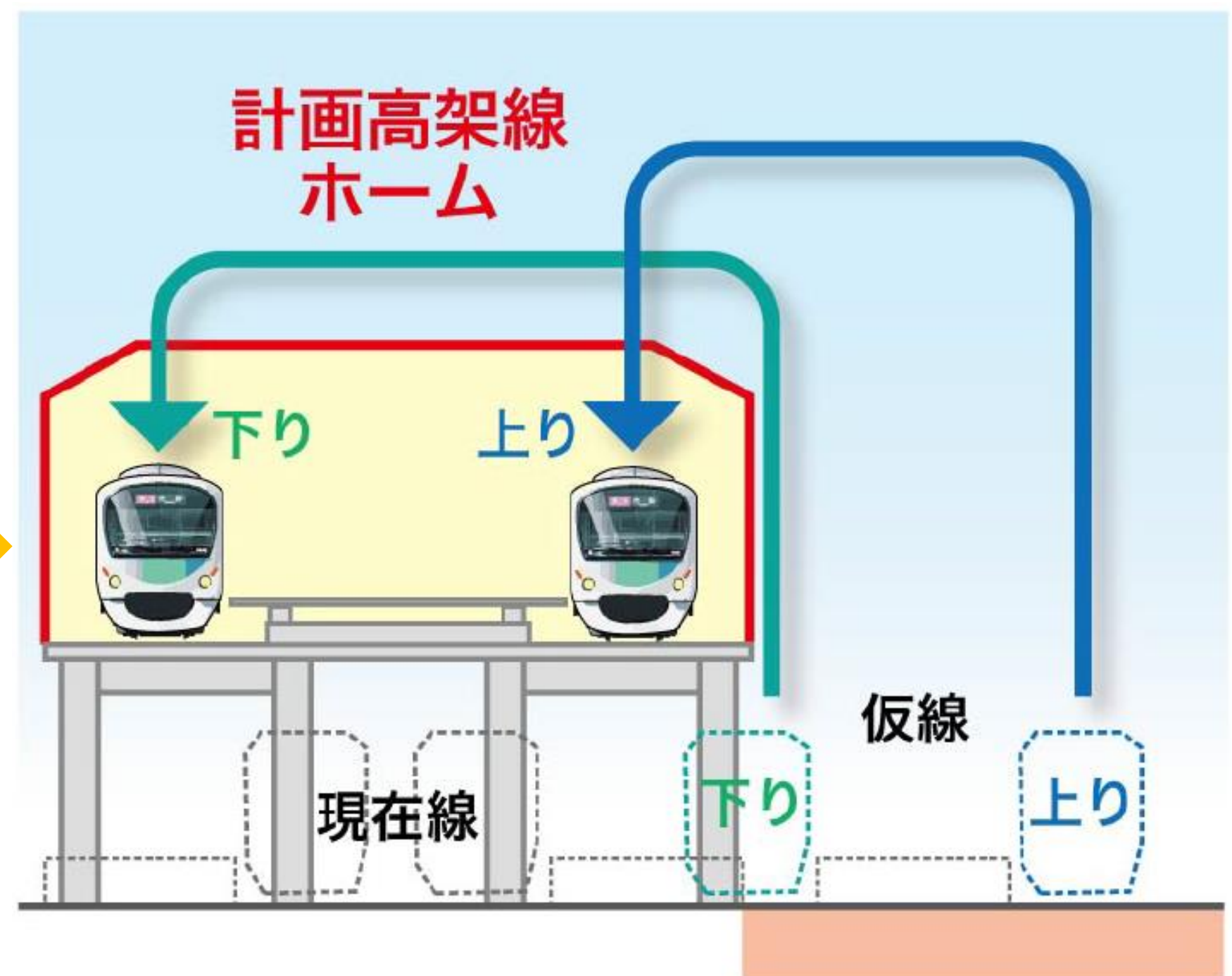


# 整備手順のイメージ

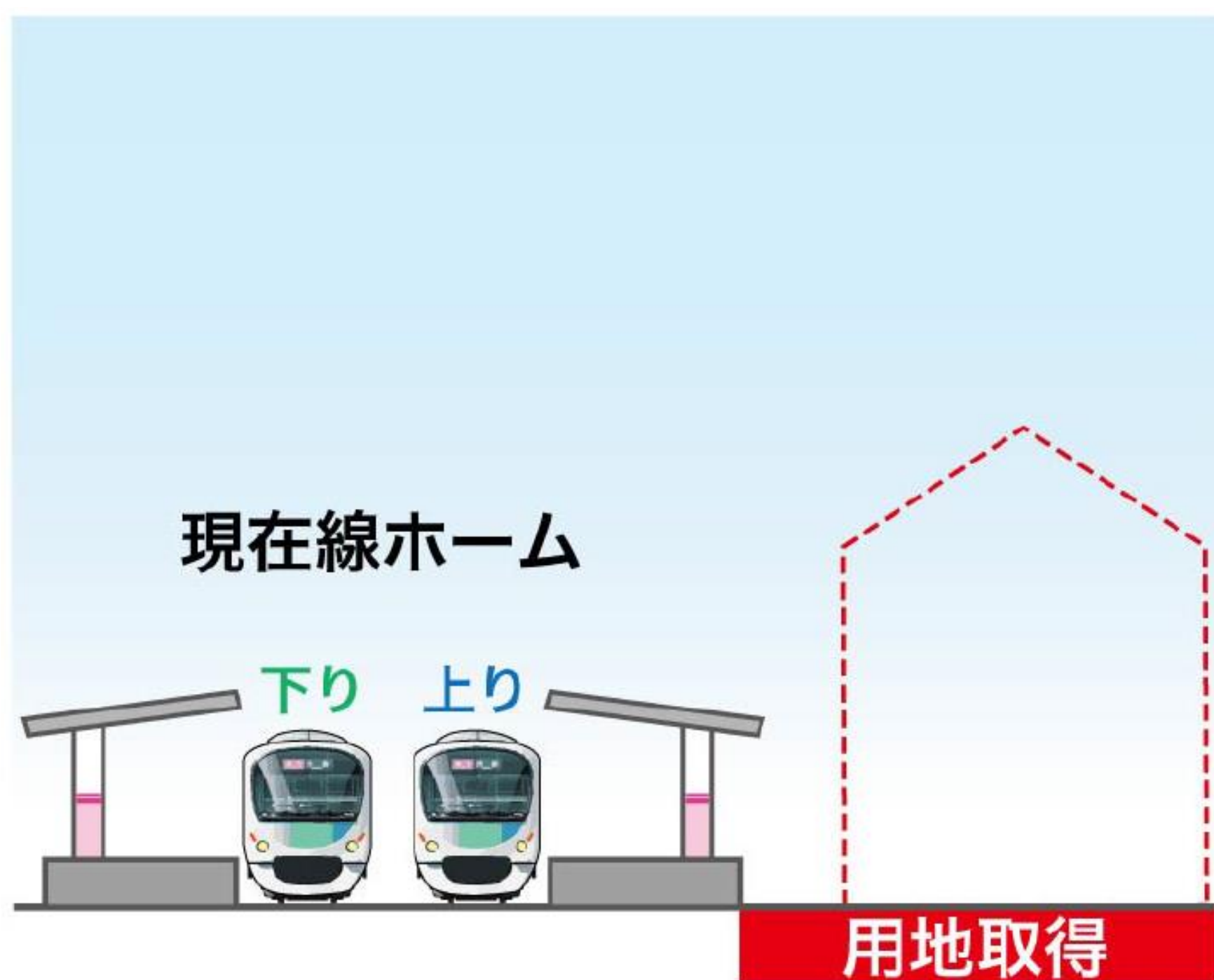
## ① 現況



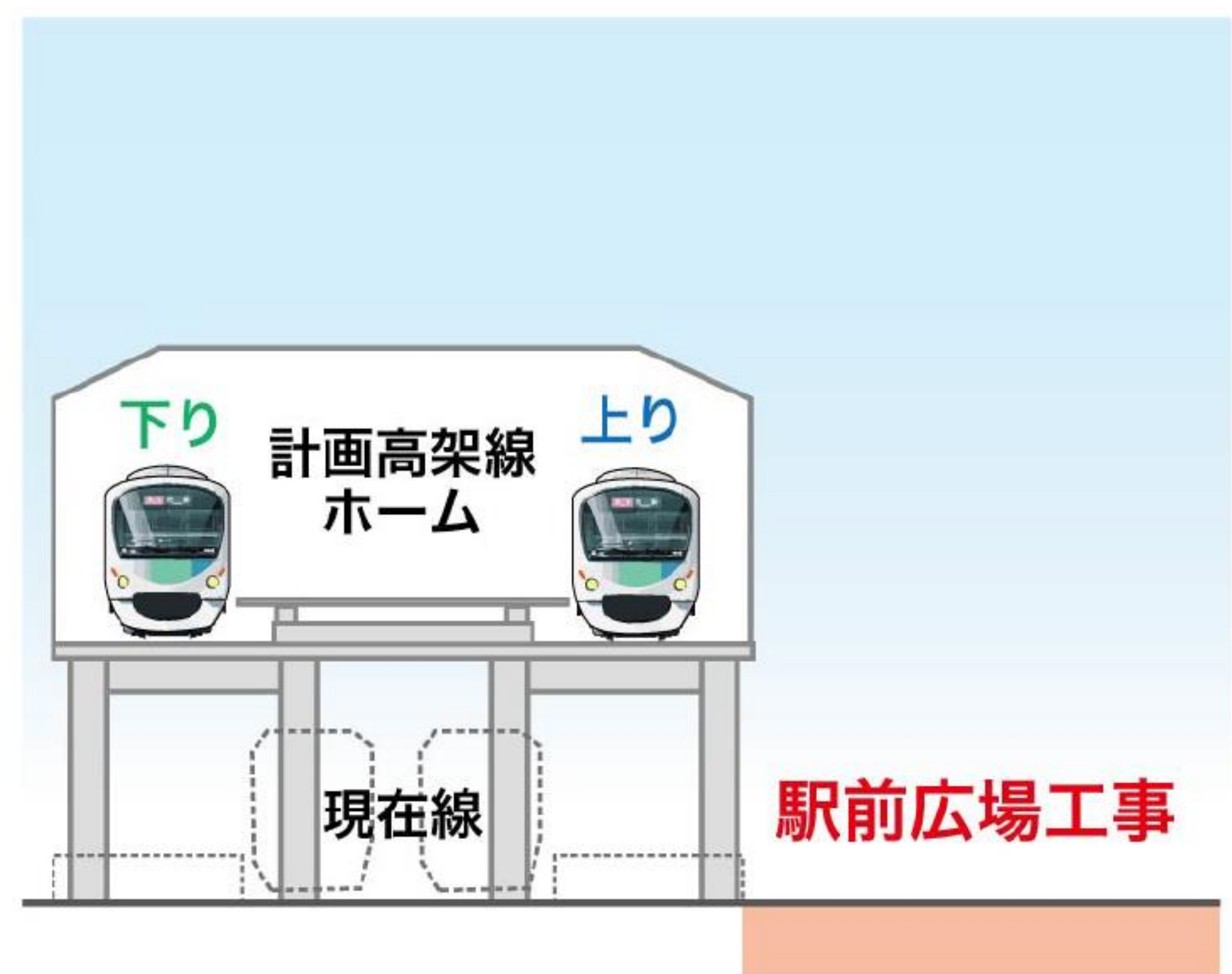
## ④ 仮線を順次高架線に切り替え



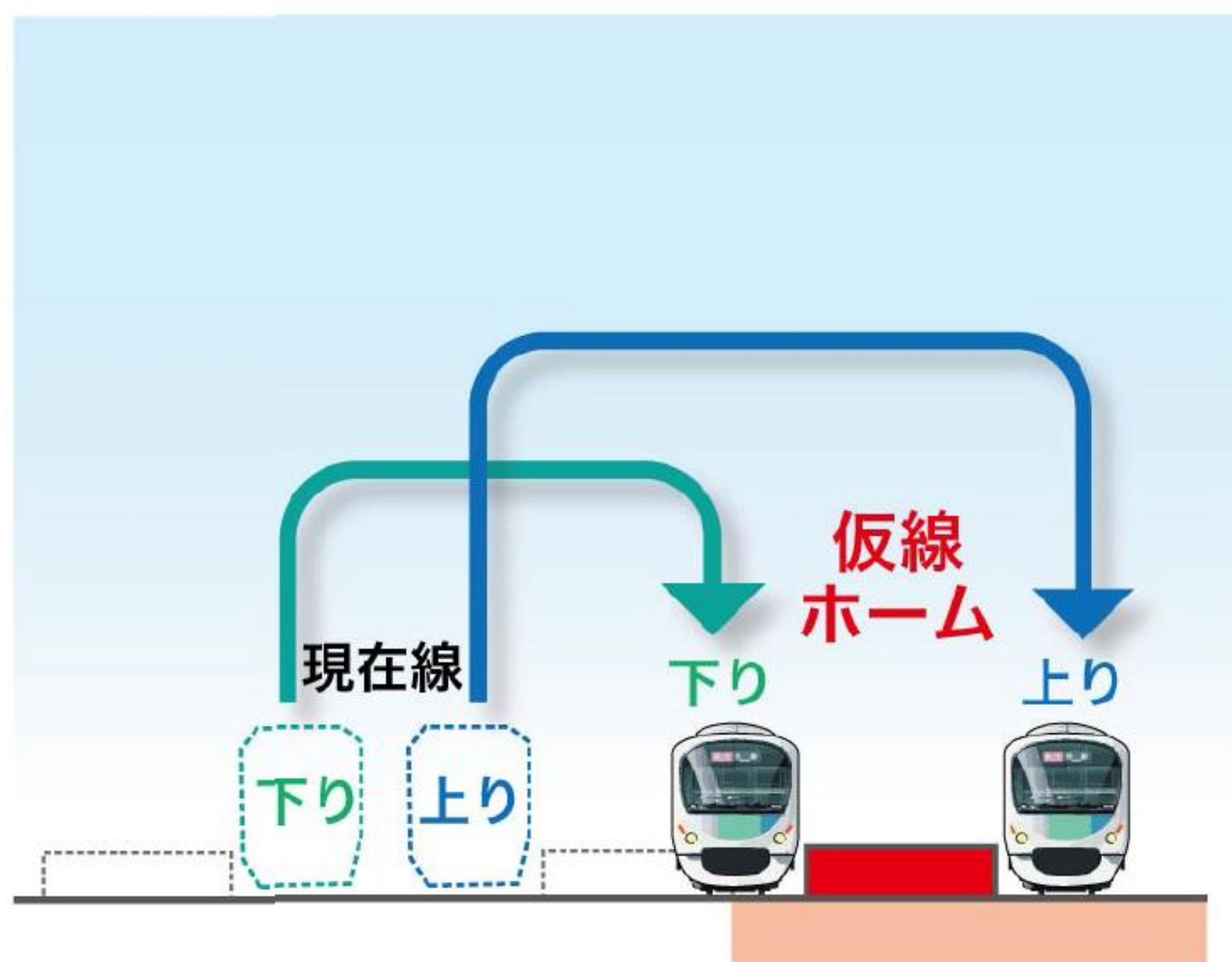
## ② 用地の取得



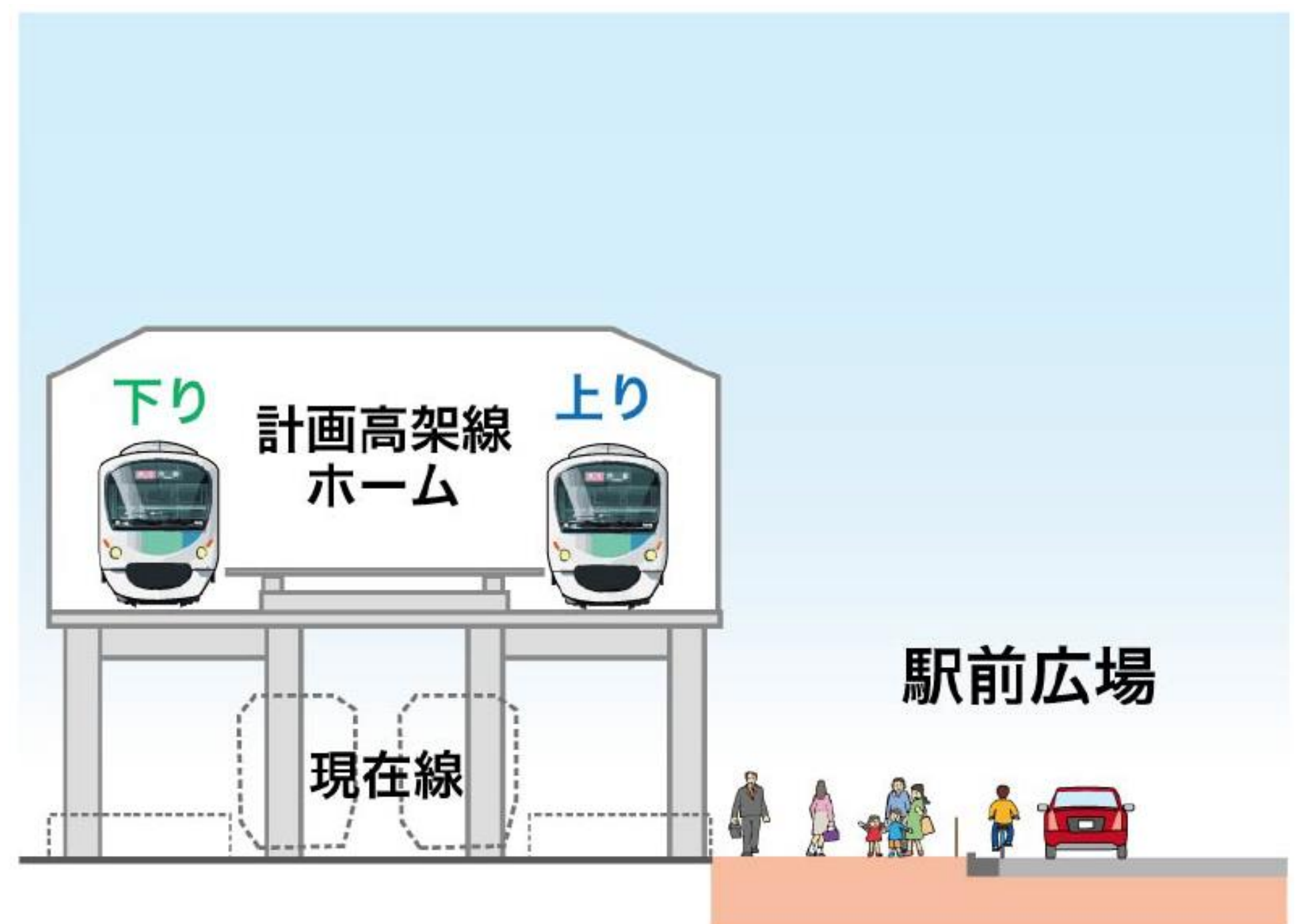
## ⑤ 駅前広場整備工事



## ③ 仮線に切り替え



## ⑥ 完成



※パンフレット「上井草駅北口駅前広場整備事業等について」より抜粋（東京都建設局ホームページ掲載）  
※整備手順は現段階でのイメージです

# 西武新宿線沿線各駅周辺地区 まちづくり方針（上井草駅周辺地区抜粋）

**地域住民や関係機関との連携・協働を行い、まちづくりの目標である「人と人をつなぐ、みどり豊かな便利で快適なまち」の実現を目指します**

## 分野別方針の基本的な考え方

交通体系分野  
(道路・交通)

●交通結節点機能の強化  
●交通ネットワークの形成

土地・建物利用分野  
(商業・にぎわい)

●駅周辺のにぎわい拠点形成  
●適正な土地利用の誘導

住環境分野  
(住環境・みどり)

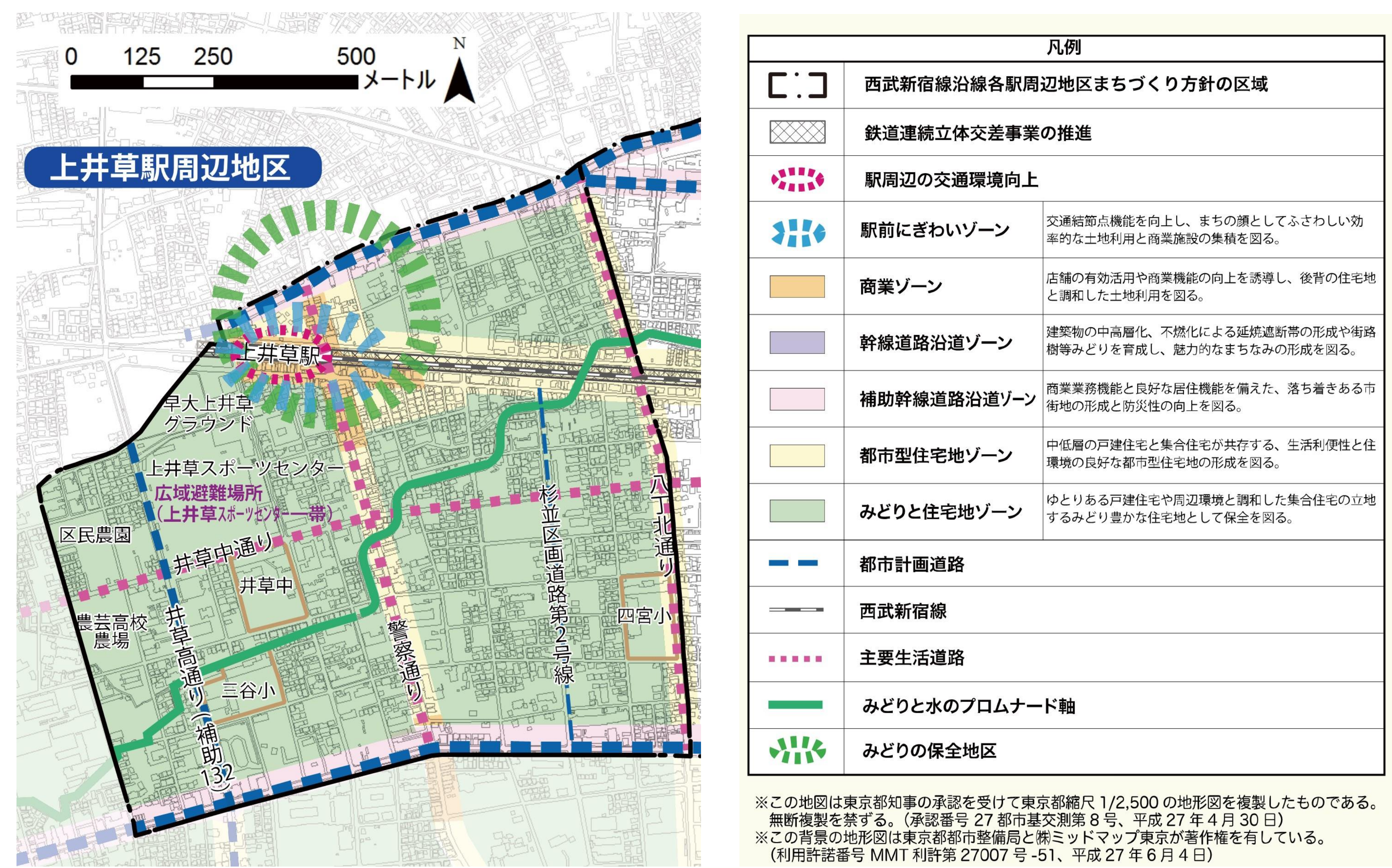
●みどりの保全・育成  
●防災・防犯まちづくり

## 上井草駅周辺地区のまちの将来像

**まちの歴史やみどりを大切にし、誰もが元気で安心して住み続けられるまち**

- ◆地域に暮らす人たちが元気になれるまちづくり
- 地域特性を活かした魅力ある商業環境の充実や駅周辺の拠点形成を図る
  - 住民のニーズにあった店舗の誘致や「アニメのまち」の推進など上井草らしい地域主導の商店街活性化の取組を進める
  - 上井草スポーツセンター、学校等を活用した防災活動を通して地域コミュニティづくりを進めるとともに、防災拠点機能の充実を図る
- ◆豊かな自然環境を大切にするまちづくり
- 公園・遊歩道、屋敷林・農地などの保全や建築物の屋上・壁面・接道部の緑化及び生垣化の促進により身近なみどりを増やし、みどりの風景の形成を進める。

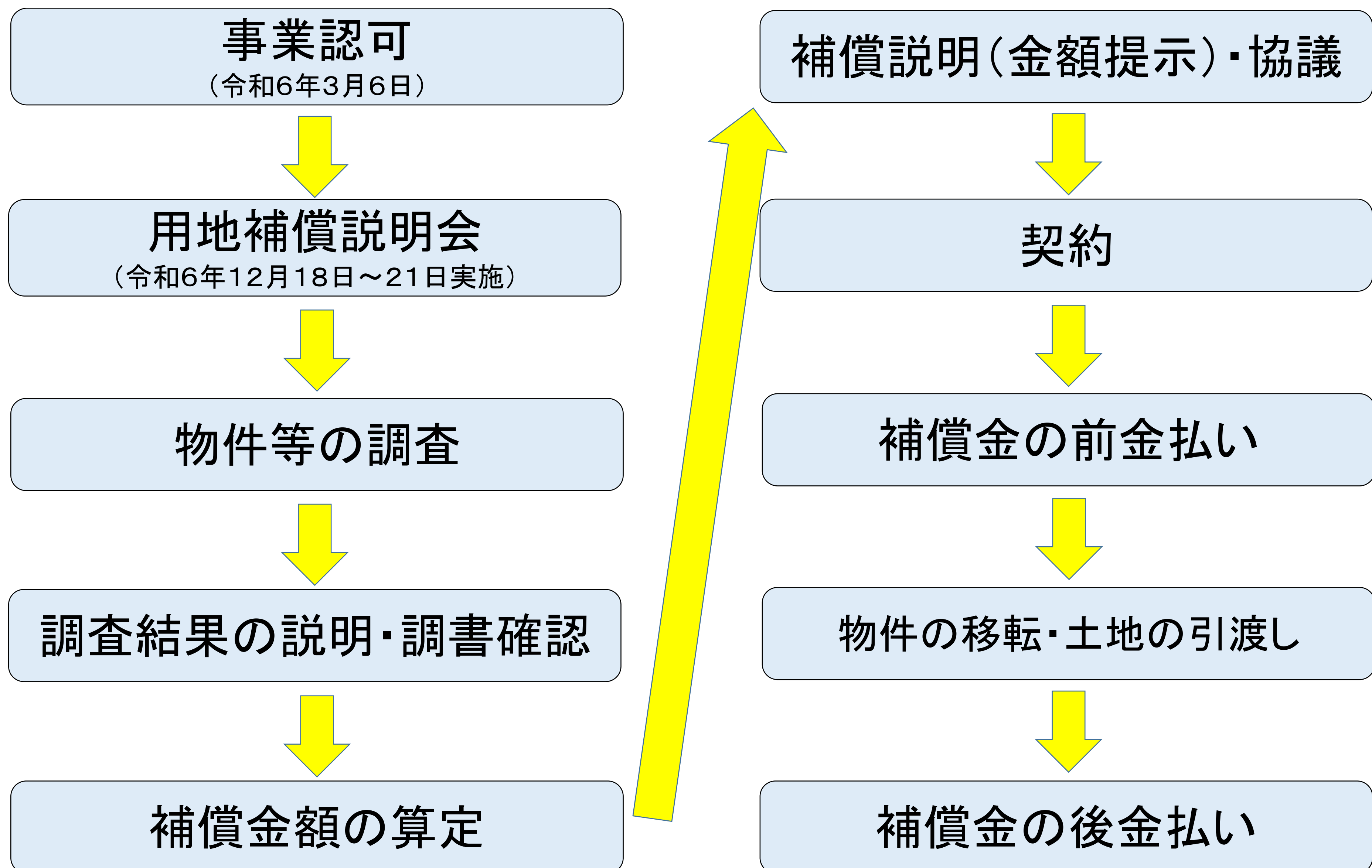
## まちづくり方針図



※「西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針」より抜粋

# 用地補償の流れ

## 土地をお譲りいただくまで



## 事業認可の告示により生じる制限等について

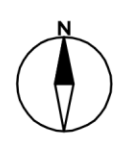
### 1、建築等の制限(都市計画法65条)

事業認可区域内において、以下の行為を行う場合は杉並区長の許可が必要となります。

- ①土地の形質の変更及び建築物の建築
- ②その他の工作物の設置等を行う場合

### 2、土地建物等の有償譲渡の届出(都市計画法67条)

土地建物等の売買を行う場合は、事前に杉並区施行事業箇所では杉並区へ、東京都施行事業箇所では東京都への届出が必要になります。



## シールアンケート

上井草駅周辺の  
おすすめスポット  
にシールを貼って  
ください



西武新宿線沿線各駅周辺地区まちづくり方針の区域  
(上井草駅周辺地区抜粋)

